

## 大阪府保育士再就職準備金 募集要項

この事業は、保育士資格をお持ちで、現在保育士又は保育教諭として勤務していない方が、大阪府内（堺市・大阪市を除く。以下「対象区域」という）の保育所等に就職する際に必要な費用（就職準備金）を貸し付けるもので、就職後、保育士又は保育教諭として児童の保護等に 2 年間継続して従事すれば、返還免除となります。

### 1. 貸付対象者

- ① 保育士登録をした日から、1 年以上経過している方。又は保育士登録が行われてからの期間が 1 年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から 1 年以上経過した方。
- ② 次の A から E のいずれかの施設又は事業を離職後 1 年以上経過した、又は当該施設又は事業で勤務経験のない方
  - A 保育所及び幼保連携型認定こども園
  - B 家庭的保育事業
  - C 小規模保育事業
  - D 事業所内保育事業
  - E 幼稚園
- ③ 対象区域の次に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という）で、保育士又は保育教諭として新たに週 20 時間以上（ただし平成 28 年 10 月 10 日以前の貸付においては 30 時間）勤務することが決定した方
  - ア 保育所
  - イ 幼稚園のうち預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設
  - ウ 認定こども園
  - エ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業
  - オ 病児保育事業
  - カ 一時預かり事業
  - キ 離島その他の地域における特例保育を実施する施設
  - ク 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている事業
  - ケ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

※勤務開始日よりおおむね 3 か月以内にお申し込みください。

※貸付対象施設については、従事先および当該市町村に確認させていただく場合があります。

### 2. 貸付限度額 400,000 円以内（※ただし平成 28 年 10 月 10 日以前に就職した方は上限 20 万円）

※ 貸付対象となる経費の例

- ☐ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ☐ 転居先の賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料
- ☐ 保育所等で使用する被服費
- ☐ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ☐ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 など

### 3. 貸付回数 1 人につき 1 回

### 4. 貸付の利子 無利子

**5. 申請に必要な書類** ※必要な様式は問合せ先まで資料請求してください。

- ① 大阪府保育士再就職準備金貸付申請書（様式第1号）
- ② 申請者の住民票（申請日より3か月以内に発行されたものでマイナンバーの記載がないもの）
- ③ 前職の状況を証明するもの（離職票、年金定期便等）※ 保育士等として勤務していた場合のみ
- ④ 保育士資格証明書（写）
- ⑤ 採用（予定）証明書（様式第2号）
- ⑥ 連帯保証人の収入を証明するもの（住民税課税証明書、源泉徴収票等）

**6. 申請に関する留意点**

- ①大阪府保育士再就職準備金貸付申請書には、申請者、連帯保証人それぞれにご理解いただき、自筆での署名・捺印が必要です。

この再就職準備金は、対象区域に所在する保育所等において児童の保護等に2年間引き続き従事しなければ返還義務が生じることを、申請者及び連帯保証人ともご理解いただいた上、申請してください。

- ② 連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人になられる方は、「生活福祉資金など大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）が実施している貸付金の連帯保証人になられていないこと」及び「すでに府社協が実施している貸付金を受けている場合は、その返済を滞納していないこと」が条件となります。

◎ 次のアからウの要件を全て満たす方を連帯保証人としてください。

ア 独立した生計を営んでいること。

イ 申請日において年齢が65歳未満であること。

ウ 安定した収入（住民税が課税される程度）があること。

※貸付審査の際は、連帯保証人に確認事項の連絡をすることがあります。

- ③返還免除となる場合は以下の通りです。

（1）借受人が対象区域に所在する保育所等において児童の保護等（以下「返還免除対象業務」という。）に2年間引き続き従事したとき。なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなします（ただし、従事期間には算入しません）。また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、対象区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとします。

（2）返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- ④貸付金を返還していただく場合の主な条件は次の通りです。

（1）貸付契約が解除されたとき。

（2）退職したとき。

（3）借受人が対象区域内に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき。（ただし従事先の法人における人事異動の場合は除く）

（4）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

**7. 申請に関する問い合わせ先**

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府保育士再就職準備金貸付担当

〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6776-2943(平日9:00~17:00受付) Fax.06-6761-5413

(ホームページ) <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>

申請書など様式の資料請求はコチラ→

